

新型コロナウイルス感染症の影響で、従業員の方を 休業させている・させたい事業主の皆様へ

産業雇用安定助成金のご活用をご検討ください。

従業員の方を休業させた場合、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金が利用可能ですが、産業雇用安定助成金は、従業員を、人材を求める他の企業に在籍型出向をさせることで、出向元・出向先企業の双方に助成金を支給します。

長期間の休業による従業員の方のモチベーションの低下を防ぎたい、新型コロナ禍を契機に、従業員の方に他業種等での経験を積ませて会社全体のレベルアップを図りたい等の事業所の方は利用をご検討ください。

在籍型出向について
知りたい。
産業雇用安定助成金
について知りたい。

・ガイドブックをご覧ください。



・リーフレットをご覧ください。



・青森労働局職業対策課
(017-721-2003)にご連絡ください。

出向先企業を探したい。
出向契約の結び方を知
りたい。

・裏面の「連絡票」に記載の上、産業
雇用安定センターに Fax 又は郵送をし
てください。

訪問等によりご相談しながら、出向先
企業とのマッチングをお手伝いしま
す。



(※)出向元向けリーフレット

公益財団法人

産業雇用安定センター青森事務所あて

令和 年 月 日

F A X

017-777-8688

郵送の場合は、下記の住所までお願いします。

出向元希望事業主連絡票

◎事業所名：

◎所在地：

◎業種： 建設業 ・ 製造業 ・ 運輸業 ・ 卸売業 ・ 小売業 ・ 宿泊業
(○をつけてください) 飲食業 ・ 医療 福祉業 ・ 警備業 ・ その他()

◎電話番号：

◎担当者名：

公益財団法人産業雇用安定センター青森事務所

電話 017-777-8702

〒030-0801青森市新町2-2-4青森新町ビルディング8階

FAX 017-777-8688